

議員発案第6号

加茂市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3年10月 5日

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 加茂市議会議員 | 大橋 一久 |
| 賛成者 | 同 | 森 友和 |
| | 同 | 森山 一理 |
| | 同 | 山田 義栄 |
| | 同 | 中野 元栄 |
| | 同 | 安武 秀敏 |

令和 3年10月 5日

加茂市議会議長 滝沢 茂秋

加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

加茂市議会委員会条例（平成3年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、当該改正部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> | <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、<u>公平委員会の委員長</u>、農業委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p> |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。